

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会
第2回牛豚等疾病小委員会 議事要旨

1. 日 時：平成16年5月10日（月）10：30～12：10

2. 場 所：消費・安全局第3会議室

3. 出席者：

（臨時委員）

柏崎小委員長、岡部委員、寺門委員、深澤委員、藤田委員

（専門委員）

明石委員、福所委員、山部委員

（事務局）

栗本衛生管理課長、小倉課長補佐、杉崎課長補佐、伏見課長補佐 ほか

4. 議 題

（1）口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の作成について

（2）口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（案）について

5. 議 事

○栗本衛生管理課長による開会の発言の後、柏崎委員長の挨拶があった。

○柏崎小委員長

まず、事務局から資料3及び資料4について説明をお願いします。

○事務局

（資料3及び資料4について説明。）（第1回小委員会時は、既存の口蹄疫防疫要領とは別に、基本方針・推進の方向性を示す口蹄疫防疫指針を作成することとしたが、一本化することとしたいこと等を説明。）

○柏崎小委員長

ただいまの事務局からの説明について意見等あればお願いします。

高病原性鳥インフルエンザ、BSEについても防疫指針を作成中であると思うが、進捗状況は。また、これらについても同じように一本化するのか。

○事務局

他2疾病についても同様に作成中で、それぞれマニュアルがあるので、これを基本に指針を作成していく予定。

○深澤委員

現行の要領やマニュアルに対しては、都道府県段階で、それなりに地域の実情にあった整理をして、対応をしているところ。これらを格上げして農林水産大臣名で指針として公表することになると、都道府県段階では再度整理し直さないといけない状況もでてくる。加えて、より具体的な事項（現行のマニュアル等）まで指針に入れると、それに関連した予算は国が措置すべきだとの話が財政当局からすぐ出てくる。したがって、財政的なことも整理した上で、都道府県にしっかりした説明が必要。

○事務局

農林水産大臣名で公表することとなるので、今後、省内でも文書審査などがあり、家伝法の考え方なども踏まえ整理することとなる。ただ、今回の高病原性鳥インフルエンザの発生への対応でも感じたことだが、深澤委員の北海道のようにきちっと要領やマニュアルを定めているところがあれば、都府県の一部では、国の要領やマニュアルをそのまま使用しているところもあるのが実態。

○深澤委員

一つ心配しているのは、地方の財政は非常に厳しく、大臣名でこうなさいよという指針を出せば、財政的な話を整理していない県によっては、国家防疫だから、国が負担すべきだという意見が出そうな気がする。したがって、財政的な整理をした上で、都道府県に趣旨を十分説明し、理解を得ておくことが必要。

○寺門委員

この話、すなわち一本化する話は、この前の主任者会議で話はしているのか。

○事務局

主任者会議の時点ではそういう話はなかったので、していない。

○藤田委員

現行の要領やマニュアルに対応し、既に都道府県で作られている要領があれば、指針に格上げすることによって、県段階の内容が異なってくるのか。

○深澤委員

いや、技術的な話なので内容は変わらない。位置付けの問題。

○事務局

法に書かれているとおり、都道府県知事、市町村長は、この指針に基づいて防疫措置を講じなければならなくなり、現行の要領やマニュアルでは、ある程度、都道府県段階に裁量の余地が残されていたものを、全国一律に対応することとなる。そういった意味では、法に書いてあることと、書いてないことを整理して、指針上の言葉遣い、表現には十分気をつけるべきかもしれない。ただ、逆に言うと、一体となった防疫対応が制度上担保できるということで整理はできるのではないか。

○柏崎小委員長

一本化するのには良いが、指針として重みを増す分、表現に気をつけて整理しなければならないということだ。

○事務局

財政負担の話したが、今回の家伝法の一部改正案においては、県が行う衛生資材の購入などについては、半分ではあるが、国庫から出すこととしていることを参考までにお伝えしておく。

○山部委員

平成12年の口蹄疫発生時には、いわゆるマニュアルしかなかったもので、幹部への説明に非常に困った経験がある。こうして一本化して、農林水産大臣名で出してもらおうとありがたい。

○柏崎小委員長

それでは、意見も出たようなので、防疫指針の内容について検討していきたい。今回提示の指針案は、既存の要領に、追加・修正したものなので、非常に大量。適当なところで区切りながら、事務局から説明をお願いします。

○事務局

（前文と「第1 基本方針」について説明。）

○柏崎小委員長

ただいまの事務局からの説明について意見等あればお願いします。

○岡部委員

予防液については、現行の予防液については、これでいいかもしれないが、将来はまた話は変わってくるかもしれないので、「現行の予防液は、」という表現は入れていた方がいいかもしれない。

○事務局

了解。

○藤田委員

4ページの3の(1)の5行目、「感染家畜の迅速な殺処分」とあるが、感染家畜だけを殺処分するわけではないので、表現を変えた方がいいのではないか。

○事務局

了解。「患畜等」と訂正する。

○柏崎小委員長

他に意見等なければ、引き続き事務局から説明をお願いします。

○事務局

（「第2 発生の予防」について説明。）

○柏崎小委員長

ただいまの事務局からの説明について意見等あればお願いします。

○明石委員

発生予防とあるが、これはまん延防止に入るべきことではないか。現行要領の「防疫措置」のままでよいのではないか。発生予防とは発生予察をして対応しようということ。

○事務局

委員ご指摘のとおり、発生予防とまん延防止とに分けることは不適切だと思うので、防疫措置の中に「異常家畜の発見の届出から病性決定までの措置」と「本病の病性決定時の措置」とに分けて位置づけるということで、元の形に整理させていただきたい。

○明石委員

発生予防には発生予察、risk analysisの考え方が重要。この指針は法に基づくもので仕方ないが、別途検討することが必要。

○山部委員

ただ、口蹄疫については、発生予察をしたからといって、必ずしも発生が予防できるものでもないのではないか。海外での発生状況等については、随時情報をもらっている。

○事務局

いずれにしても、指針においては、発生予防とまん延防止とに分けず、防疫措置として書くなど、表現については事務局で検討したい。

○柏崎小委員長

他に意見等なければ、引き続き事務局から説明をお願いします。

○事務局

(「第3 まん延の防止」について説明。)

○柏崎小委員長

ただいまの事務局からの説明について意見等あればお願いします。

○福所委員

10ページの(3)のオについては、大量発生時に、と殺後、個々の家畜について病変の有無を調べることは困難なので、「必要に応じて」という表現を入れた方がいいのではないか。

○事務局

了解。

○柏崎小委員長

アメリカでの鳥インフルエンザ発生時には、埋却や焼却以外にコンポスト化という話もあるが、そういった選択肢は我が国ではどう考えるか。

○事務局

海外の事例も踏まえて、我が国で現実化するにはどうしたらいいのかも含めて検討中。

○岡部委員

口蹄疫は原則として、人に感染しないとされているが、例外的に人に感染するという事もあるもので、やはり防疫従事者については、「健康に異常があった場合には相談する。」といった内容を盛り込んでいた方がいいのではないか。

○福所委員

口蹄疫は人の病気として位置づけられていないので、ここに書くのはいかがなものか。

○寺門委員

口蹄疫にかかった家畜に由来する畜産物の人への影響について、食品安全委員会が畜産技術協会へ委託して現在取りまとめが行われているところ。WHOでは実験的感染があることからゾーン・シスに入れてあるが、あれほど発生があったイギリスでも人への被害といった話は出ていないことから、わざわざこの指針の中にそういう話を入れ込まなくてもいいのではないか。

○深澤委員

殺処分等については、原則として、所有者の責務として実施すると書いてあり、これは家伝法の精神としては理解できる。ただ、この際、口蹄疫のような農林水産大臣が防疫指針に掲げる伝染性疾病は、位置づけを変えて、都道府県が対応すると書くのはどうか。

○事務局

今回の家伝法の一部改正案においては、家畜防疫員が行った場合は、国がその一部を負担すると規定したところ。ただ、この点については、現行の口蹄疫防疫要領の検討の際にも話題になり、家伝法の大原則である、所有者の責務というのをなくすと、非常に際限のないものになってしまうので、やはり、所有者の責務という大原則はあった上で、実態は、発生があった場合は都道府県が積極的に協力して行うという方がいいのではないかという議論があった記憶がある。

○柏崎小委員長

今回の高病原性鳥インフルエンザの発生対応では、連絡体制はうまくいったのか。というのも、豚でも一部農場では生産システムが市町村や県という枠組みを越えており、従来の連携体制で対応可能か危惧しているところ。

○事務局

口蹄疫等の発生の経験を踏まえ、国と都道府県特に畜産部局との連携を強化しているところ。ただ、マスコミ報道でもあったとおり、県の中で、畜産部局と公衆衛生部局との連携に一部不十分な点があった。横との連携についてはもっと強化を図っていかねばならないと考えている。

○寺門委員

移動制限などの距離、期間などは、OIEや海外の事例との整合性を確認しておくこと。しかし、こういった病気が発生したときは、一気に消毒しろ、殺処分しろとなり、まん延防止の観点からそれで理解できるが、いざ原因究明となったとき、疫学調査に使えるものが何も残っていない。何か良い方法はないものか。

○福所委員

今回の高病原性鳥インフルエンザでは、埋却する場合、防水シートを使用しているが、これは環境面からいうと、逆にどうかと思う。

○事務局

マニュアル上は防水シートの話はない。水質汚染防止の観点から県の判断で行った。

○福所委員

19～20ページに県の防疫対策本部で病性鑑定班とあり、病性鑑定を行うとあるが、実際は動衛研がやるので、この表現はいかがなものか。

○事務局

2次発生、3次発生の場合は、都道府県が対応することもあるので、このような表現をした。

○藤田委員

16ページ、「6 予防注射」の(2)のところで、「免疫構成地帯」という表現があるが、いきなり出てくる表現なので、もう少し分かりやすく書いた方がいい。また、次ページ(7)で予防液を使用した旨を消費・安全局長に報告するとあるが、これは主語をはっきり

させた方がいい。

○事務局
了解。

○柏崎小委員長
他に意見等なければ、引き続き事務局から説明をお願いします。

○事務局
（「第4 防疫対応の強化」及び「第5 その他」について説明。）

○柏崎小委員長
ただいまの事務局からの説明について意見等あればお願いします。

○寺門委員
焼却、埋却などのところで、環境に配慮して、という表現はなくていいか。

○柏崎小委員長
別の法律で書いてあることなので、わざわざここに書くのもいかなものか。

○事務局
今回の高病原性鳥インフルエンザでも、どこに埋却するかが問題となった。当然、環境部局、公衆衛生部局とも調整し行うこととなるので、言わずもがなという気がする。

○明石委員
21ページの第4の2で、「動物衛生研究所等の試験研究機関との連携を強化し、」とあるが、口蹄疫の場合はこれでいいが、高病原性鳥インフルエンザやBSEの場合は、「等」には大学などもあると思う。

○事務局
他疾病の指針では、大学という表現を入れることは可能かもしれない。

○福所委員
第5は特に専門的な内容だが、これらを指針として盛り込むのはいかなものか。

○事務局
特に「2 病性鑑定用材料の採取と送り方」や「3 動物衛生研究所の行う病性鑑定」の中には、非常に専門的なことも書いてあるので、事務局で検討したい。

○福所委員
23ページの2の(1)で水疱液が得られた場合の対応について、エという項を起こして書いておいて方がいい。

24ページの2の(3)には3の(2)のア及びイを持ってきた方がいい。
また、3の(1)のアに「組織培養」とあるが、これは「培養細胞」とした方がいい。
さらに、ウのRT-PCR検査は何も書いてないので、イと同様に行うという感じで書いていた方がいい。

○山部委員

話が戻るが、9ページで、家畜保健衛生所に口蹄疫現地防疫対策本部を設置するとあるが、熊本県では、家畜保健衛生所は防疫対応に専念するというので、地域の振興局に現地防疫対策本部を置くこととしている。家畜保健衛生所等として欲しい。

○事務局

了解。その他、今回の高病原性鳥インフルエンザの発生対応では、省内に対策本部や関係省庁との連絡会議も設けた。その辺りの表現については、事務局で検討したい。

○柏崎小委員長

それでは、内容については、一通りのご議論を頂いたと思うので、事務局から今後の取扱いについて説明願う。

○事務局

先程、言ったとおり、今後、省内の文書審査などで家伝法との整合性が図られているかなどを精査することとなる。細かい点の修正については、小委員長と打ち合わせしながら行うということによろしいか。大きな変更があるときは、委員のご意見も伺いながら進めていくこととしたい。また、大臣名での公表になるので、他省庁との協議、パブ・コメなども行う予定。進捗状況等については節目節目でお知らせしたい。

○柏崎小委員長

何か意見等あるか。

○寺門委員

一つだけ言っておくと、県とはコミュニケーションを取りながらやっていくこと。

○柏崎小委員長

他に意見等あるか。なければ、事務局に戻す。

○事務局

ご指摘の点に留意し、できるだけ早く作成したいと考えている。今後ともご指導・ご協力のほどよろしくお願いする。

(以上)